

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和6年10月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

2 主な改正の内容

令和6年度税制改正において、資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされた。

ただし、中堅・中小企業によるグループ化を通じた成長に対する配慮措置として、特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人（以下「対象法人」という。）及び特別事業再編計画の認定を受けた事業者が当該計画の認定を受ける前5年以内を買収した法人（以下「五年以内株式等取得等法人」という。）について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設けた。

上記のうち、外形標準課税の対象外となる「五年以内株式等取得等法人」について、及び外形標準課税の対象外となる「対象法人」又は「五年以内株式等取得等法人」に該当するものであることを証する書類について定める。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。